

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟市

2. 構造改革特別区域の名称

新潟市国際創業特区

3. 構造改革特別区域の範囲

新潟市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として日本国内はもとより、日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。また、国内唯一のロシア・ハバロフスクとの定期航空路をはじめ、ウラジオストク、中国・ハルビン、上海、韓国・ソウルなどを結ぶ航空路線や、中国・韓国などを結ぶ定期貨物航路を有しており、日本海側の物流拠点としてのインフラが整備されている。さらに来年 3 月に予定されている周辺市町村との合併、その後の政令指定都市への移行を目指し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら国際都市として、地域の拠点性を確立するため、貿易の振興や地域経済の活性化に必要な基盤整備を進めている。

当市では産業の振興に向けて、日本海側の対岸諸外国と近接し、相互依存関係を深めているという地理的特性を活かし、新たに外資系企業誘致事業を展開することとした。この外資系企業の進出によりもたらされる波及効果が、地域産業の活性化や国際化に果たす役割は大きいと期待される。

5. 構造改革特別区域計画の意義

(1) 計画のねらい

1990 年代初めのバブル経済崩壊以降、大手企業はもとより、中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い、この 10 年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合、多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考慮して地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じることが必要となる。外資系企業の進出により地域及び地域経済にもたらす直接・間接の波及効果は、経済面における地域産業の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、その果たす役割は大きい。新潟市としても、市内企業のグローバルな経済活動を支援する一

方，外国企業を市内に呼び込むとともに，外国籍住民の起業を促進するための支援策を研究し，構築する必要がある。

(2)外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業を誘致するという事は，先に述べた産業の空洞化を和らげ，地域経済の活性化を図ることにあり，そのメリットは以下のとおりである。

雇用の確保

外資系企業の進出により雇用面でプラスとなる。コールセンターなどもこの面でメリットが大きい。最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり，販売力の強化，事業拡大，サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業が多くなると推定される。

技術・経営ノウハウの導入

外資系企業の参入により，市内企業の競争力が強化されることが考えられる。品質・価格だけでなく，ブランド力・環境対応・サービスの違いなどからこれまでになかった考え方や商品が入ってくることで，競争を促進させる効果が生じる。更に，このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し，優れた製品やサービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。

6．構造改革特別区域の目標

地域経済の活性化を図るためには，産業振興，雇用の確保といった観点から地域内の既存の企業に頼るだけでなく，外資系企業の誘致並びに外国籍住民による起業の促進を促し，新たな産業を育成する必要がある，そのことを目標とするものである。

そのためには誘致や起業のための条件整備と支援策の構築が不可欠であり，海外から新潟市に進出しやすい環境を整備する必要がある。その手段として構造改革特区の認定を受けることにより，北東アジアにおける国際拠点都市としての基盤を固めるとともに，海外から企業を誘致するためのセールスポイントとしても活用するものである。

7．構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

昨年度，環日本海経済研究所（所在地：新潟市）が外務省から受託した「産学連携促進のための外資系企業誘致に関する日中共同研究」結果によれば，中国東北三省において対日投資を希望する中国企業が15社存在するとの報告がなされた。当市では今年度，これら企業の追跡調査を実施し，有望企業に対し誘致活動を展開することとしている。この他にもすでに別の中国企業1社の誘致活動を展開しているが，この企業は新潟進出の準備に入っている。

今後，構造改革特区として認定された場合，このほか，韓国・ロシアなど，対岸諸国をはじめとする国々から新潟への企業誘致を促進する際，重要なセールスポイントとして積極的な企

業誘致の展開が可能となる。

また、認定により、起業家や技術者、外国資本の導入を促進することができれば、地域内において新規雇用の発生や既存の地場企業にとっても新たなビジネスチャンスが期待できるなど、地域内経済の活性化が期待できる。

今後、今年度中に既に新潟進出が見込まれる中国企業 1 社の誘致に努力するほか、追跡調査の結果を踏まえて、他の 14 社に対しても積極的に誘致活動を展開し誘致に結びつけるものとする。

この企業誘致により、現在新潟市が取り組んでいる「第四次総合計画・第三次実施計画」の基本方針である「国際経済交流の促進」並びに「地域経済を支える企業の誘致」が達成されると期待できる。

8. 特定事業の名称

外国企業支店等開設促進事業（509）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔事業名〕 外資系企業誘致研究事業

〔事業内容〕 (1)目的

外資系企業の誘致及び外国籍住民の起業を促進するための条件整備などについて調査・研究をまとめ、投資関心企業の発掘と、それに対する優遇施策や産官学共同による支援体制の強化を目指す。

(2)内容

専門家・コンサルタント・経済団体・大学機関・大学関係者・新潟市等で構成する研究会を組織し、条件整備及び進出可能企業の調査・研究を行うとともに、支援策・規制緩和など、具体的なモデルケースをまとめる。
施策を構築するため、ソフト・ハード面での環境整備や国際創業特区の建設を図る。

〔実施主体〕 新潟市

〔開始時期〕 平成 16 年度

別紙 1

1. 特定事業の名称

509 外国企業支店等開設促進事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新潟市国際創業特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する，特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4. 特例事業の内容

(1) 事業に關与する主体

新潟市国際創業特区内における「外国企業支店等開設促進事業」に該当する，特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

新潟市の全域

(3) 事業の実施期間

特区認定の日から

(4) 事業により実現される行為

新潟市では外資系企業誘致活動の一環として，外国企業に対し新潟県がNICOPラザ（下記(5)参照）内において支店等の施設を提供しているが，外国企業がこれに応じて当該施設に進出の意向を示し，支店等開設準備を行う場合に，その準備を行う職員に対し，本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして，「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に，当該在留資格を付与することにより，外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5) 特定した施設の提供主体に関する情報

名 称：NICOPラザ（新潟県起業化支援交流拠点施設）

所 在 地：〒950-0078

新潟県新潟市万代島5番1号 万代島ビル11階

所 有 者：新潟県

対 象 者：創業しようとする個人，グループ

創業3年未満の企業

新規事業部門立ち上げ後3年未満の企業

支援内容：新規事業の立ち上げを希望する起業家や中小企業者を対象に、創業準備のための賃貸オフィスを提供。

5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1)外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区内において、その事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。

新潟市では外資系企業誘致活動を展開しているが、これに応じて中国企業1社が進出の意向を示し、現在具体的な事業計画を作成している。当市では当該事業計画をもとに、産業発展に資するか否かの判断を行い、最終的な受入れの判断を行う。

また、当市ではこれと平行して、外資系企業の誘致や外国籍住民の起業を促進するための支援体制の整備・構築や優遇施策の整備の検討、投資に関心のある企業の発掘、追跡調査などについて、必要となる誘致体制の整備に向けた具体的な施策内容を研究するための「外資系企業誘致研究事業」を立ち上げた。これらの研究結果を今後、実際の誘致活動に反映していく。

以上のことから、事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

- (2)当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

新潟市は国内唯一のロシア・ハバロフスクとの定期航空路をはじめ、ウラジオストク、中国・ハルビン、上海、韓国・ソウルなどを結ぶ航空路線や、中国・韓国などを結ぶ定期貨物航路を有しており、日本海側の物流拠点としてのインフラが整備されている。これら恵まれた環境の中、対岸諸国で開催される見本市への参加や経済交流団の派遣・受入などを行うとともに、北東アジア経済圏の実現を目指すことを目的とした「北東アジア経済会議」を新潟市・新潟県などの主催により開催するなど、同地域との経済交流の促進に努めている。

新潟市では外資系企業誘致や外国籍住民の起業を促進するための事業を展開しているが、上記のような取り組みの成果もあって、現在中国の企業1社が新潟市への進出を準備しており、新潟への視察や事業用地の選定など具体的な進出に向けた計画を策定中である。さらに、当市が中国東北三省において対日投資を希望する中国企業を現地において調査した結果、前記の企業を含め進出可能性のある企業15社を発掘した。

これらのことから、今後外国企業が集積が見込めるものと判断した。

(3)当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

平成13年度実施の総務省による「事業所・企業統計調査」によると、当市の産業構造は第3次産業が事業所数の構成比で79.9%と多くの割合を占めている。

その中で「卸売・小売業，飲食店」の割合が44.1%（12,524事業所）、「サービス業」が31.7%（8,986事業所）、「運輸・通信業」が3.1%（886事業所）となっており、これらでほとんどを占めているものの、前回、平成8年の調査結果と比較し「サービス業」のみ0.9%（77事業所）の微増となったが、「卸売・小売業，飲食店」は10.1%（1,408事業所）、「運輸・通信業」は6.8%（65事業所）のそれぞれ減となっており、第3次産業の中では特に減少が著しいものとなった。

当初の調査によると現在進出の可能性のある中国企業は当該分野（「卸売・小売業，飲食店」：3社、「サービス業」：1社、「運輸・通信業」：5社）の企業が多い。第3次産業を中心としたこれらの企業が進出することにより、現在の厳しい経済状況の中、当市においては新たな雇用の創出が期待されるとともに、既存の日本企業との取引の活発化や独自の新しい商品や経営ノウハウによる新たな事業の展開が見込まれる。

したがって、今後、当市の誘致活動の展開により企業進出が促進されれば、当市に所在する既存の企業に与える影響は大きいと考えられることから、当該産業分野の活性化が期待される。